わたしたちがつくる えべつのまち

～自治基本条例がわかるパンフレット～

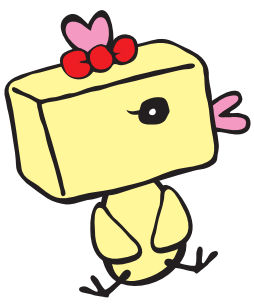

みはらちゃん

令和５年３月
江　別　市

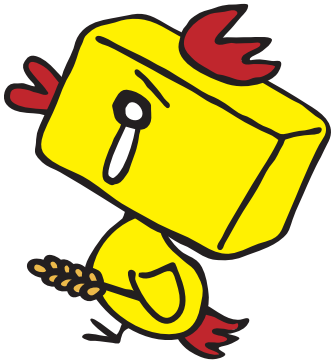

えべチュン

ー目次ー

1. 自治基本条例って何だろう? ・・・

自治基本条例って何だろう?

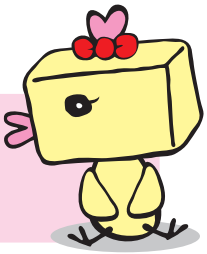

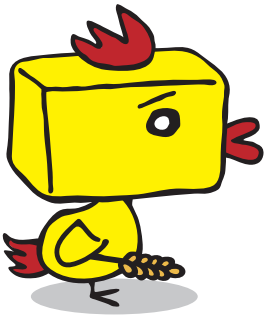

自治基本条例は**市民が主役のまちづくり**を進めるための**基本的なルール**のことなんだ。
この条例は、自分たちが暮らすまちのことを市民みんなで一緒に考え、行動するまちづくりを目指しているんだよ。

この条例は、市民が中心となって、関係団体や有識者とともに約4年の歳月をかけて作りあげました。
まちづくりに対する**市民の想いが込められた条例**なんです。

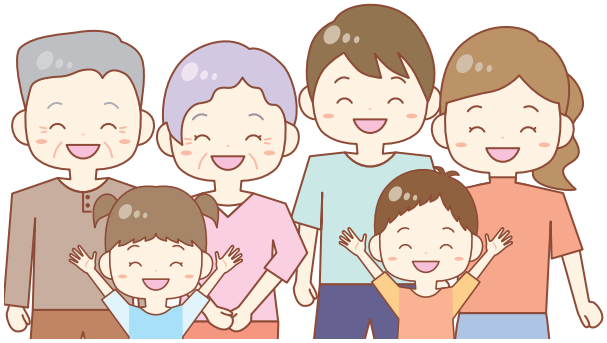

江別市民が作り上げた**まちづくりのルール**なのね。
ちょっと興味あるかも!

まちづくりには、大切な3つの原則があります

(条例第4条)

情報共有

市と市民が、まちづくりに関する情報をお互いに出し合い、共有すること。

市民参加・協働

まちづくりに市民の意見を反映し、市民がそれぞれの得意分野を活かして取り組むこと。

信託と責任

市民は市を信頼し、市はそれに応えて責任ある市政運営を行うこと。

まちづくりの基本原則 その１

情　報　共　有

（条例第２１～２３条）

●まちづくりは、「知る」ことから始まります

私も、江別のまちのことを考えてみようかな。
まずは、江別市の状況がどうなのか、市役所や議会がどんな取り組みをしているのか、きちんと知っておかなくちゃね。

まちづくりに必要な情報をみんなで共有するために、市は、いろいろな方法で積極的に提供しているよ！

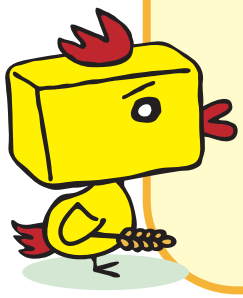

たとえば・・・

- 「広報えべつ」や各種パンフレット、ポスターなど、大勢の市民に向けた周知啓発
- 公式ホームページ・SNSなど、オンラインでいつでも気軽に見られる環境での情報発信
- 出前講座や説明会、セミナーなどによる情報の提供
- 報道機関やメディアを利用した情報提供　　など

市の取り組みについて知りたいけど、どんなタイミングで情報を発信しているのかな？

市が取り組みを進めていく過程には、計画の構想から決定、実施、評価など節目となるタイミングがあります。
市は、その進み具合や内容に適した方法で、市民の皆さんに情報を発信しています。

構想 → 計画 → 実施 → 評価 → 改善

構想段階で説明

検討経過を公表

決定内容をお知らせ

事業の成果を公開

まちづくりの基本原則 その２

市民参加と協働

（条例第２４～２５条）

●まちづくりは、市民みんなで意見やアイデアを出し合いながら進めていきます

まちづくりに関して意見を言いたいけど、
どうやって市に伝えればいいんだろう?

経験も専門知識もないけれど、
意見を言ってもいいのかしら?

市では、みんなの意見やアイデアをまちづくりに活かすために、
いろいろな方法で、市民が発言できる機会を設けています。

市民説明会

審議会などの会議

アンケート 調査

ワークショップ

意見公募
（ パブリックコメント ）

こうした取り組みは、基本的に年齢や性別、国籍、文化の違い、障がいの有無などに関係なく、だれでも参加することができるんだよ。

また、江別市に住んでいる人はもちろん、市外に住んでいる人でも、江別市で活動している人なら参加できるんだ！

たとえば・・・

- 市内の事業所で働いている人
- 市内の高校や大学に通学している人
- 市内で商売をしている人
- 市内の市民活動団体に所属して活動している人　　など

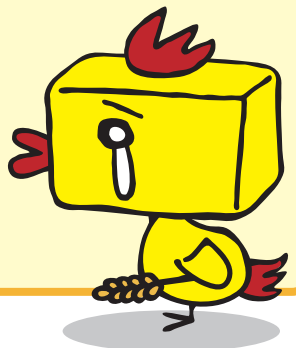

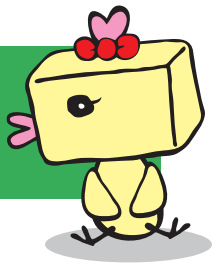

●いろいろな立場の人が、それぞれ得意な分野で活躍し、
互いに協力し合うことで、よりよいまちを目指します

あなたの身近にも 協働のまちづくり は広がっています

みんなで子育てをお手伝い

きれいな花でまちを彩る

大学生が夏祭りを盛り上げる

いろいろな団体も活躍しています！

- 自治会
- 学校・PTA
- 商店街
- 企業・事業所
- NPO・市民活動・ボランティア団体 など

市では、まちづくりに関する情報や活動場所を提供したり、市民の活動を広く紹介したり、補助金による資金面での支援などにより、協働のまちづくりを応援しています。

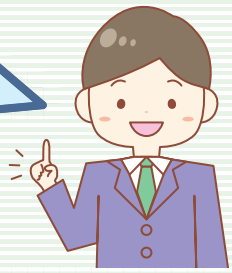

自分の得意なことがまちづくりにつながるんだね！

ひとりじゃ難しいこともみんなと協力すればできるかも！

みんなでアイデアを出し合って、もっと住みよいまちにしよう！

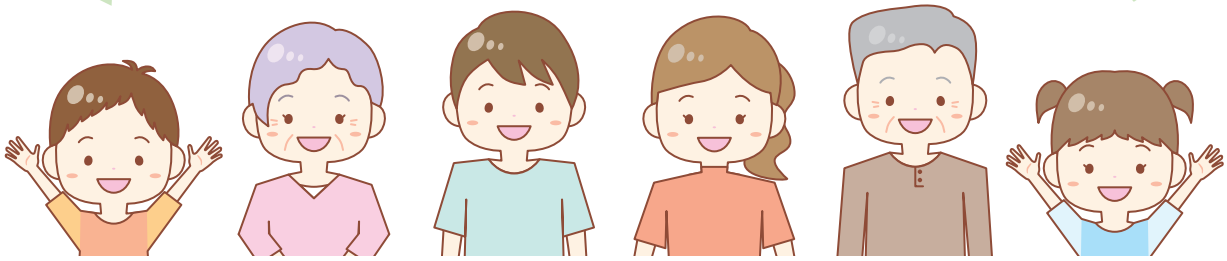

まちづくりの基本原則 その３

信託と責任

（条例第１３～２０条）

●市には、市民からの信頼に応え、行政として任された仕事を「公正かつ誠実に」遂行する責任があります

そもそも、市役所の仕事ってどんなものがあるの？

自治基本条例では、市の主な仕事として8つの項目を定めています。

- 総合計画（条例第 13 条）
- 財政運営（条例第 14 条）
- 行政評価（条例第 15 条）
- 政策法務（条例第 16 条）
- 行政手続（条例第 18 条）
- 外部監査（条例第 19 条）
- 公益通報（条例第 20 条）
- 危機管理・防災（条例第 17 条）

たしかに、こういった仕事は、市民から信頼されている市役所だからこそ進められるものだよね。

逆に言えば、これ以外のことは、私たち市民も一緒になって進めていく必要があるってことよね。

市役所には市役所の仕事があって、僕たちには僕たちの活躍する場面があるってことだね！

市民・議会・行政の役割

（条例第 6 ～12 条）

●まちづくりを進めるうえでは、市民、議会、行政が、それぞれの役割を果たしながら協力し合うことが大切です

○市民は、まちづくりの主役として互いに理解し、協力し合いながらまちづくりを 進めていきます
○まちづくりに関心を持ち、まちの発展に努めます

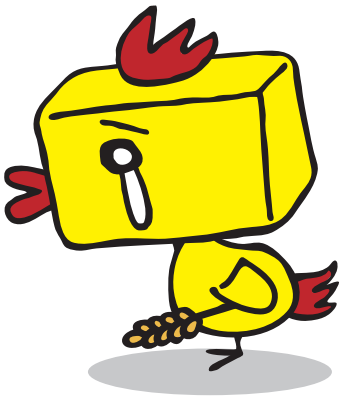

まちづくりの主役

市 民
（条例第 6～8 条）

みんなそれぞれの役割があるのね。

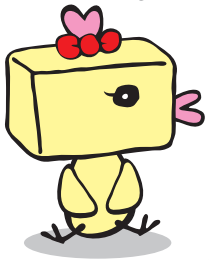

○市は情報を積極的に提供します
○市民参加の制度の充実に努めます
○市民が進めるまちづくりの活動を応援します

市民自治による まちづくり

市民の代表

議 会
（条例第 9～10 条）

○議会は、市民の意見を反映し、市の重要な事項を決定します
○行政の仕事をチェックします
○会議を公開し、議会の活動に関する情報を発信します

市民を支える仕事

行 政
（条例第 11～12 条）

○市長は、市民自治のまちづくりを推進し、公平かつ誠実に行政を運営します
○職員は市民の視点に立って公正で効率的に仕事をします
○市の仕事を計画的に進め、健全な財政運営に努めます

江別市自治基本条例

平成２１年７月１日制定・施行

前　文

わたしたちは、豊かな流れの石狩川と原始の姿を今にとどめる森に囲まれたまち江別市に集いました。

江別市は、屯田兵らによって開拓され、恵まれた自然を生かした農業やれんが産業、川を利用した物資流通の拠点として栄えてきました。今日ではやきものの街としても知られ、また、道央圏において有数の文教都市として発展を遂げています。

わたしたちは、先人が切り拓き守ってきた自然と、たゆまぬ努力と英知によって興し育ててきた産業や伝統、培われた文化を受け継ぎ、未来の世代へ引き継いでいかなければなりません。

わたしたちは、江別市民憲章に掲げられた理念に沿って、命をはぐくむ水と緑の大いなる自然と都市が調和しているこのまちの魅力を生かして、教養ある文化のまちを目指し、お互いを尊重し、支え合う地域社会を大切にする、人中心のまちづくりを進めていきます。

ここにわたしたちは、江別市の市民自治の基本理念と基本原則を掲げ、市民及び市それぞれの役割と責務を明らかにするとともに、市民自治の意識の高揚を図りながら、かけがえのない愛する郷土、個性あふれるまちを創るため、江別市の最高規範として、この条例を制定します。

長い歴史のなかで、いろいろな人ががんばってきたから、今の江別があるんだね。

私たちの世代でもっと良いまちにして、次の世代へ引き継いでいきたいな。

江別市民憲章

昭和 43 年 12 月 24 日告示

私たちは、屯田兵によってひらかれた江別の市民です。
ひろびろと広がる石狩平野
ゆうゆうと流れる石狩川
緑深い野幌の原始林
今に残る開拓のあしあと
私たちは、この恵まれた郷土の自然と歴史をこよなく愛し、よりよい江別の発展を願いこの憲章を定めます。

1、空も緑も美しい、のびのびとしたまちをつくりましょう。
1、力をあわせ、産業をさかんにし、豊かなまちをつくりましょう。
1、教養を深め、文化のかおり高いまちをつくりましょう。
1、健康でたのしい家庭と明るいまちをつくりましょう。
1、老人をいたわり、子どもの夢をそだてるまちをつくりましょう。

自治基本条例は、江別市民憲章が目指す住みよいまちづくりを進めるためのルールなんです。

1 目的・定義・理念・原則・位置づけ

目　的

第１条　この条例は、江別市の市民自治の基本理念及び基本原則並びに自治運営の基本的な事項を定め、市民の信託に基づく議会及び市長等の役割及び責務を明らかにするとともに、市民自らが考え、行動する、市民自治を実現することを目的とする。

定　義

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）市民　市内に住所を有する者、市内で働き、若しくは学ぶ者又は市内で事業活動その他の活動を行う者若しくは団体をいう。

（２）市長等　市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。

（３）市　議会及び市長等をいう。

（４）まちづくり　暮らしやすく、魅力あるまちを実現するためのすべての公共的な活動をいう。

（５）協働　市民及び市が、それぞれの役割及び責任を理解し、互いに尊重しながら協力して取り組むことをいう。

「市民」には、江別市に住んでいない人も含まれるのね。

僕の住まいは札幌だけど、お店は江別にあるから、江別のまちづくりにはとても関心があるよ。

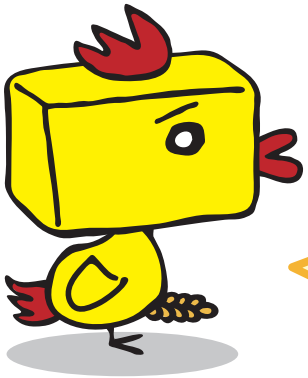

江別の会社に勤めていたり、お店の経営やボランティア活動など、市外から江別に通って活動している人も、まちづくりに深く関わっているから、この条例では「市民」としているんだよ。

市民自治の基本理念

第３条　市民一人ひとりが自治の主役として、市政に関する情報を共有し、自らの責任において主体的に考え、積極的にまちづくりに参加及び協働しながら、より良いまちづくりを推進することを市民自治の基本理念とする。

市民自治の基本原則

第４条　市民及び市は、次に掲げる基本原則に基づき、市民自治を実現するものとする。

（１）情報共有の原則　市民及び市は、まちづくりに関する情報を共有すること。

（２）市民参加・協働の原則　市民は、まちづくりの主体として、まちづくりへの参加及び協働を進め、市は、それを尊重すること。

（３）信託と責任の原則　市は、市民の信託に基づき、公正かつ誠実に市政を運営する責任を負うこと。

まちづくりは、ぼくたち市民が主役ってことだよね！

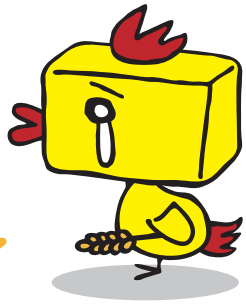

そのとおり！　でも、市民がすべて行うのではなく、市政の運営は、議会や行政を信頼して任せることとしているよ。

私たち行政は、市民の信頼に応えて、公正で誠実な市政運営を行います！

この条例の位置付け

第５条　この条例は、江別市の自治の基本を定める最高規範であり、市民及び市は、この条例の趣旨を最大限に尊重しなければならない。

２　市は、他の条例、規則等の制定及び改廃並びに法令等の解釈及び運用に当たっては、この条例の規定との整合を図らなければならない。

「最高規範」って、いちばん偉い条例ってこと？

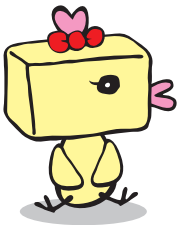

「偉い」というより、市のいろいろなルールの「基本」となる条例ということなのよ。

② 市　民

市民の権利

第６条　市民は、市政に関する情報について知る権利を有する。

２　市民は、市政に参加する権利を有する。

３　市民は、まちづくりに関する意見を表明し、提案する権利を有する。

私たち市民には、まちづくりに関して、「知る権利」「参加する権利」「意思表示する権利」があるのね。

市民の責務

第７条　市民は、まちづくりの主体であることを自覚し、互いの活動の自主性及び自立性を尊重し、協力しながら市民自治によるまちづくりの推進に努めるものとする。

２　市民は、まちづくりに参加するに当たっては、自らの発言及び行動に責任を持つものとする。

３　市民は、市政に関する認識を深め、市と協働して地域社会の発展に寄与するよう努めるものとする。

自分だけでなく、お互いの権利を尊重して協力し合うことが大切なんだね。

事業者の責務

第８条　事業者は、地域社会を構成する市民の一員としての社会的役割を認識し、地域社会との調和を図りながら市民自治のまちづくりの推進に寄与するよう努めるものとする。

うちの商店街でも、まちのゴミ拾いや子どもの見守りなどで、地域に貢献しているよ！

③ 議会・議員

議会の役割と責務

第９条　議会は、選挙により信託を受けた議員によって構成される議決機関であり、本市の重要な意思決定を行うとともに、市長等による事務の執行を監視及びけん制し、市民の意思を政策形成に反映させるものとする。

２　議会は、まちづくりの課題を明らかにし、審議の過程その他議会の活動に関する情報を市民に提供し、市民に開かれた議会運営に努めなければならない。

議員の責務

議会や議員の役割は、私たち市民の声を政策に反映することなんだね。

第１０条　議員は、市民の信託に応え、総合的視点に立ち、公平、公正かつ誠実に職務を遂行するものとする。

２　議員は、広く市民の声を聴くことにより市民の意思を把握し、これを政策形成に反映させるよう努めなければならない。

３　議員は、自らの活動及び議会の活動を市民に分かりやすく説明し、情報提供に努めなければならない。

４　議員は、議会における審議及び政策立案活動の充実を図るため、積極的に調査研究に努めなければならない。

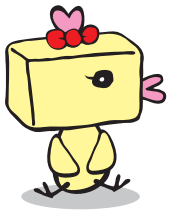

議会のインターネット中継とか、「議会だより」や「市民と議会の集い」みたいに、議会の情報を市民に伝えることも大事な役割なのよ。

4 市長・職員

市長の役割と責務

第１１条　市長は、市民から信託を受けた本市の代表者として、この条例を遵守し、市民自治のまちづくりを推進しなければならない。

２　市長は、公平かつ誠実な行政運営を行わなければならない。

３　市長は、市政に関する情報を市民に分かりやすく説明しなければならない。

４　市長は、補助機関である職員の能力向上を図るとともに、効率的な組織の運営に努めなければならない。

市役所の職員には、ぜひ市民の視点に立って仕事をしてもらいたいわ。

職員の役割と責務

第１２条　職員は、この条例を遵守し、市民の視点に立って公正かつ効率的に職務を遂行しなければならない。

２　職員は、市民自治によるまちづくりを推進するために必要な能力の向上に努めなければならない。

もちろんです！
私たち市の職員も市民の一員ですから。

5 行政運営

総合計画

第１３条　市は、総合的かつ計画的な行政運営を図るため、総合計画を策定するものとする。

２　市は、総合計画を策定するに当たっては、多くの市民意見を反映させるため、必要な情報提供に努めるとともに、市民参加を積極的に進めるものとする。

３　市は、総合計画の達成目標を明らかにするとともに、その内容及び進行状況に関する情報を市民に分かりやすく提供するものとする。

４　市は、総合計画が社会の変化に対応できるよう検討を加え、必要に応じて見直しを行うものとする。

総合計画は、将来の江別市の姿をイメージした、いわば「まちづくりの設計図」なんだ。

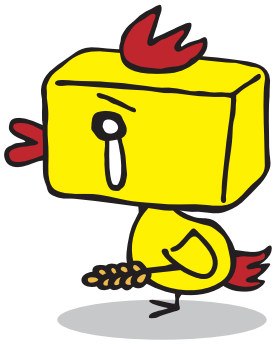

財政運営

第１４条　市長は、財政の状況を的確に把握し、予算の編成に当たっては、総合計画及び行政評価の結果を反映させることにより、将来的な財政見通しに立った健全な財政運営に努めなければならない。

２　市長は、財政状況に係る情報並びに予算及び決算に係る情報を市民に分かりやすく公表することにより、財政運営の透明性の確保に努めなければならない。

行政評価

第１５条　市長等は、効果的かつ効率的な行政運営を図るため、行政評価を実施し、その結果を施策等に反映させるとともに、市民に分かりやすく公表するものとする。

２　市長等は、市民、専門家等による外部評価の仕組みを整備するよう努めなければならない。

市の仕事が、きちんと市民の役に立っているかどうかを確かめるのが行政評価です。

市は、その評価をふまえて、健全な財政運営に取り組んでいます。

政策法務

第１６条　市は、自主的な政策活動を推進するため、必要に応じて条例、規則等の制定及び改廃を行うとともに、法令等の調査研究を重ね、主体的かつ適正な解釈に努めなければならない。

政策法務って聞き慣れない言葉だけど、どういう意味なの?

政策法務とは、江別市ならではのまちづくりを進めるために市が行うべきことを条例や規則で定めていくってことなんだ。その最も代表的なものが自治基本条例なんだよ。

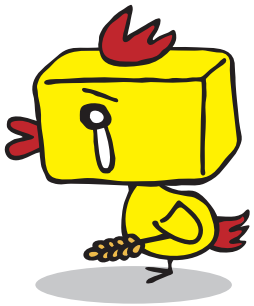

危機管理・防災

第１７条　市長等は、市民の生命、身体及び財産を保護するため、情報の収集及び提供並びに必要な対策を実行できる体制の整備に努めなければならない。

２　市長等は、市民の防災意識の向上を図るとともに、災害発生時に備え、市民、事業者及び関係機関との連携及び協力を図るよう努めなければならない。

防災のことにはとても関心があるよ。災害への備えや情報発信も、市の重要な役目だよね。

行政手続

第１８条　市長等は、行政運営における公正の確保及び透明性の向上を図るため、処分、行政指導等に関する手続きを定めるものとする。

２　行政手続に関し必要な事項は、別に条例で定める。

外部監査

第１９条　市は、適正で効率的な行政運営を確保するため、必要に応じて外部の監査人その他第三者による監査を実施することができる。

公益通報

第２０条　市長等は、市政の適法かつ公正な運営を確保するために、違法な行為について通報を行った職員等が、通報により不利益を受けないよう必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第13条～20条には、市民から任されている市の仕事について書かれています。

市には、これらの仕事を、市民の視点に立って、公平かつ誠実に行う使命があるんです。

6 情報共有の推進

情報共有

第２１条　市は、まちづくりに関する情報を市民と共有するため、速やかに、かつ、分かりやすく情報提供するとともに、制度及び体制の充実に努めるものとする。

２　市は、市民からの意見、要望、提案等に対し、速やかに、かつ、誠実に対応するとともに、市民と情報を共有するため、必要に応じてその対応状況を公表するよう努めなければならない。

３　市民は、まちづくりに関する情報を共有するため、これに対する関心を高め、必要な情報の収集に努めるものとする。

市役所からのお知らせって、とにかく遅くて、おまけに難しい内容が多いっていうイメージよね・・・。

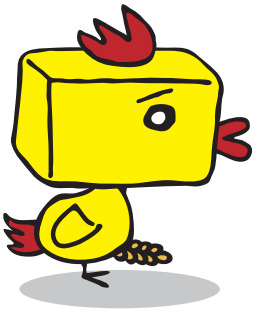

そういった声をふまえて、この条例ではやくて分かりやすい情報発信を心がけるよう定めているんだ。
最近では、LINE や Twitter、Facebook といった SNS にも力を入れてるよ！

情報がはやくて分かりやすいなら、これからはもっと広報やSNSもチェックしてみようかな。

情報公開

第２２条　市は、市民の市政に関する情報について知る権利を尊重し、市政に関する情報を公正かつ適正に公開するものとする。

２　情報公開に関し必要な事項は、別に条例で定める。

情報は何でも提供するのかな？プライバシーが心配だなぁ・・・。

個人情報の保護

第２３条　市は、個人情報の収集、利用、提供、管理等を適正に行うとともに、自己に係る個人情報の開示、訂正等を請求する市民に対し適切な措置を講じなければならない。

２　個人情報の保護に関し必要な事項は、別に条例で定める。

市では、市民から求められた情報はできるだけ公開していますが、個人情報や、誰かの利益や安全を損なうような情報を公開することはありません。
これらのルールについては、「江別市情報公開条例」や「江別市個人情報の保護に関する法律施行条例」で詳しく定めています。

7 市民参加・協働の推進

市民参加の推進

第２４条　市は、まちづくりへの市民参加を推進するため、制度の充実に努めるものとする。

２　市は、政策の立案、実施及び評価の各段階における市民参加を推進し、市民の意見が適切に反映されるよう努めなければならない。

３　市は、市民参加において、性別、年齢、障がいの有無、経済状況、宗教、国籍等によって市民が不当に不利益を受けないよう配慮するものとする。

４　市長等は、広く市民の意見を聴き、その意見を反映させるための仕組みづくりに努めなければならない。

５　市民参加に関し必要な事項は、別に条例で定める。

市民協働の推進

第２５条　市民及び市は、協働のまちづくりを推進するための環境づくりに努めなければならない。
２　市は、市民のまちづくり活動における自主性及び自立性を尊重し、必要な制度の整備を行うものとする。
３　市は、市民が協働のまちづくりに参加しないことにより、不当に不利益を受けないよう配慮するものとする。
４　市民協働の推進に関し必要な事項は、別に条例で定める。

地域の課題の中には、その地域を一番よく知っている私たちが取り組むことで、市役所がやるよりも早くて、自分たちの考えに合った結果を出せることもあるよね。

地域活動といえば自治会が代表的だけど、他にもボランティア活動やNPO、市民活動団体、個人で地域に貢献している人も増えているよね。

ぼくも、自分にできることを活かしてまちづくりに協力したいな！

市は、まちづくりに関する情報を発信したり、活動場所の提供や補助金などの支援によって、市民の皆さんのまちづくり活動を応援しています。

8 住民投票

住民投票

第２６条　市は、市政に関する重要事項について、直接、住民（市内に住所を有する者（法人を除く。）をいう。）の意思を確認するため、住民投票を行うことができる。
２　市は、住民投票の結果を尊重しなければならない。
３　住民投票を実施しようとするときは、それぞれの事案に応じ、別に条例で定めるものとする。

9 他の自治体等との連携及び協力

他の自治体等との連携及び協力

第２７条　市は、共通するまちづくりの課題を解決するため、広く他の自治体及び関係機関と相互に連携し、協力するよう努めるものとする。

２　市は、政策を実施するため必要があるときは、北海道及び国と連携を図りながら協力するとともに、北海道及び国に対して適切な措置を講ずるよう提案するものとする。

10 市民自治によるまちづくりに関する施策等の評価

市民自治によるまちづくりに関する施策等の評価

第２８条　市は、市民自治によるまちづくりに関する施策又は制度がこの条例の趣旨に沿って整備され、又は運用されているかについて評価し、必要な見直しを行うための仕組みを整備するよう努めなければならない。

２　市は、前項の規定による評価に当たっては、市民の意見が適切に反映されるよう努めなければならない。

11 条例の見直し

条例の見直し

第２９条　市は、この条例の施行の日から起算して４年を超えない期間ごとに、この条例の規定について検討し、その結果に基づいて見直しを行うものとする。

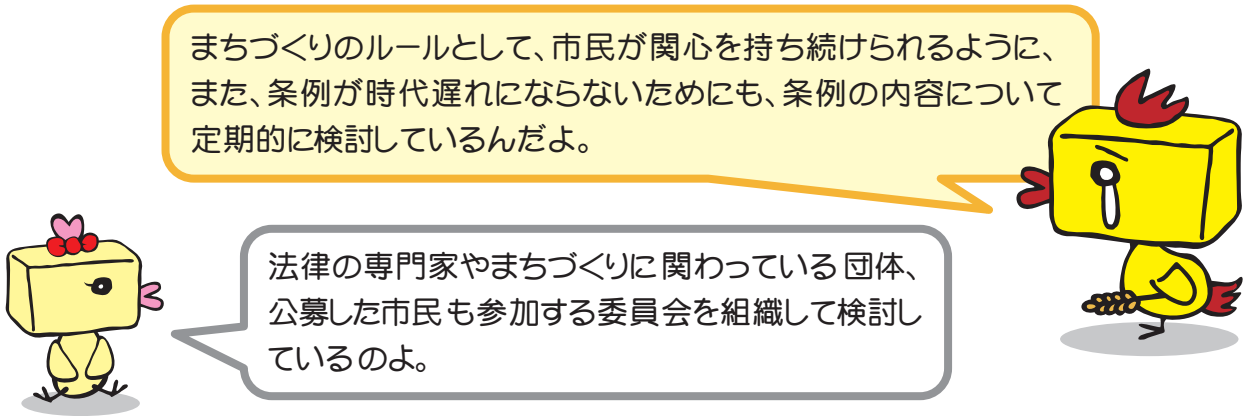

自治基本条例について、もっと詳しく知りたい方は
市のホームページをご覧ください！

江別市　自治基本条例

https://www.city.ebetsu.hokkaido.jp/soshiki/shiminseikatsu/8311.html

条例についての詳細な解説書もご覧になれます！

スマートフォンやタブレット
はQRコードからアクセス！

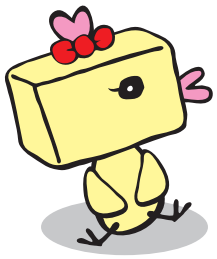

みはらちゃん

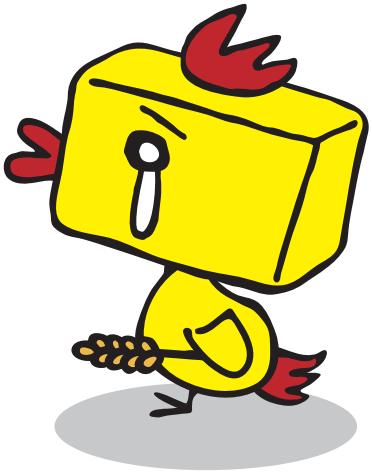

えべチュン

このパンフレットについてのお問い合わせ先

江別市生活環境部市民生活課（市民協働担当）

〒067-8674　江別市高砂町６番地（市役所２階１７番窓口）

ＴＥＬ：（０１１）３８１－１１２４

ＦＡＸ：（０１１）３８１－１０７０

Ｅメール：shiminseikatsu@city.ebetsu.lg.jp